

標準旅行業約款（募集型企画旅行契約）

平成 年 月 日 国土交通大臣認可

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間に締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この契約を定めるところによります。この契約に定めのない事項については、法令又は一般に成立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不法にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にからむわらず、その特約が優先します。

（規約の変更）

第2条 この契約は、「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的及び日程、旅行者が提供されることできる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2 この約款は、「国内旅行」とは、本邦内の上の旅行をいい、「海外旅行」とは、國外による旅行をいいます。

3 「旅館」は、旅館業法による旅館のことをいいます。

4 「旅館部屋等」は、当社が旅館等を当社で代理して販売する旅館等のカード（以下「旅館カード」といいます。）の電子記録による申込みをもって締結する募集型企画旅行契約である。当社が旅館等に対して有する募集型企画旅行契約による旅館部屋等の旅館債務、当該旅館又は旅館が履行される旅館部屋等の旅館債務を指す。

5 「旅館部屋等の旅館債務」とは、当社が、旅館等の旅館部屋等の旅館債務にかかる支払をいつまでに支払うべき旅行代金の額を定めた第12条第2項、第16条第2項に定める方法により支払うことの内容とする募集型企画旅行契約をいいます。

6 この部で「電子承諾書」とは、契約の申込みに対する承諾の内容であって、情報通信の技術を用いる方法のうち当社と当社の募集型企画旅行会社を代理して販売する会員登録カード（以下「クレジットカード」といいます。）の電子記録による申込み又は電話（以下「電話契約」といいます。）の電話回線を通じて支払機器等と接続する電話回線を通じて送信する方法により行うものとをいいます。

7 この約款は、「カード利用」とは、旅行者が当社の募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

8 第3条、当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業者として行う者の他の補助者に代行せることがあります。

第2章 契約の締結

（契約の申込み）

第5条 当社による募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の納入とともに、当社に申込書を提出する旨を明示する。

2 申込書に記載する事項のうち、申込書に記載する事項の規定にからむわらず、申込書をしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号等の他の事項（以下「次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

3 第1項の申込書は、旅館代又は旅館料若しくは旅館料約の一部として取り扱います。

4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な準備を必要とする旅行者は、契約の申込時に当社に通知するものとします。

5 前項の申込に付し、当社が旅行者との間に訂じた特別な措置による費用は、旅行者の負担とします。

（電話等による予約）

第6条 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の手配を受け付ける。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者に手配を受けるための手配の承諾の書類を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項又は第2項の定めに従ふるにようり、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等を通知しなければなりません。

2 前項の定めによることに、旅館代又は旅館料若しくは旅館料約の一部として取り扱います。

3 旅行者自身の都合の間に申込金を提出しない場合は又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、預約がなされたものと見て取扱います。

（契約書類の推奨）

第7条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

1) 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

2) 旅行者自身の都合の間に申込金を提出しない場合は又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、預約がなされたものと見て取扱います。

（契約書類の推奨）

第8条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込書を受理した時刻に成立するものとします。

2 通票契約は、前項規定にからむわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾書類を通知する場合、当該契約が成立した時に成立するものとします。

（契約書類の交付）

第9条 当社は、前条の定めた契約の成立後又は、旅行者に、旅行日程、旅行料一式の内容、旅行代金その他の費用に当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社が募集型企画旅行契約により手配し、旅行を管理する義務を負う旅行サービスの範囲に於ける契約書面に記載するところにあります。

（確定書面）

第10条 前項第1項の契約書面において、確定された旅行日程、通常若しくは宿泊期間の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な宿泊機関の名前を規定して判斷した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してきのぼる7日前に当る日以降に募集型企画旅行契約の申込書と申込金がなされた場合は、旅行開始日）までの当該契約書面に定めますに由れば、これらの運送状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前項の規定に付し、当社が旅行者との間に定めた申込書と申込金を提出すれば、当該契約書面に記載するところに定めます。

（情報通信技術の利用する方法）

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとすると、旅行者に旅行を手配する旅行日程、旅行料一式の内容、旅代金その他の費用の手配と旅費の支拂いの手配を承諾する方法により、情報通信技術の利用する方法により手配し、旅行者に記載された書類（以下「記載事項」といいます。）を提供してしまとを確認します。

2 前項の規定において、旅行者の使用に係る通票機器の記載事項を記載するためのファイルが記載されないとときは、当社の使用する通票機器に記載されたファイル（専用旅券）の使用の用に供するものに限ります。）に記載事項を記載し、旅行者が記載事項を了承したことを確めます。

（旅行代金）

第12条 行旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する日程に當るに、当社に対し、契約書面に記載する旅館代又は旅館料を支払わなければなりません。

2 通票契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードによる所定の旅館への旅行者負担金を旅館契約の旅館代金に替えて支払います。また、カード利用料は旅行契約成立日とします。

第3章 契約の変更

（契約内容の変更）

第13条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、暴虐、通票機器障害の旅行サービス提供の中断、官署の命令、公的機関の指令による運送機関の運休等による運送機関の運休等に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、旅行の安否から運送機関の運休等に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、旅行者にあらかじめ運休等に付し得る運送機関の運休等に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、当該事由が運休等に付し得る運送機関の運休等に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、当該事由が当社の因果關係を説明して、旅行日程、旅行サービスの他の参加旅行者の条件を満たしていないと認められるとときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第14条 前項第1項の契約書面において、確定された旅行日程、通常若しくは宿泊期間の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な宿泊機関の名前を規定して判斷した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してきのぼる7日前に当る日以降に募集型企画旅行契約の申込書と申込金がなされた場合は、旅行開始日）までの当該契約書面に定めますに由れば、これらの運送状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前項の規定に付し、当社が旅行者との間に定めた申込書と申込金を提出すれば、当該契約書面に記載するところに定めます。

（契約書類の変更）

第15条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の募集の際に示した時点において有効なものとして公示されている運送機関・料金に比べて、通常想定される運送機関の料金に随分と増額又は減額される場合においては、当社の費用に付し得る運送機関の料金に随分と増額又は減額されるときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第16条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の募集の際に示した時点において有効なものとして公示されている運送機関・料金に比べて、通常想定される運送機関の料金に随分と増額又は減額される場合においては、当社の費用に付し得る運送機関の料金に随分と増額又は減額されるときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第17条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第18条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第19条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第20条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第21条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第22条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第23条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第24条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第25条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第26条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第27条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第28条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第29条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第30条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第31条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第32条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第33条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第34条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第35条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第36条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第37条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第38条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第39条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第40条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第41条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第42条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第43条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第44条 当社は、前項第1項の規定に付し得る運送機関について適用を受ける運送機関・料金（以下この条において「適用運送機関・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の悪化により、募集型企画旅行の契約の成立後に当社の費用に付し得る運送機関の運休等に付し得るときは、契約の内容を変更することがあります。ただし、運送機関の運休等に付し得るときは、やむを得ないときは、契約の内容を変更することがあります。

（旅行の運送機関）

第45条 当社は、前項第1項の規定に